

港湾労働専門委員会の設置について

1 趣旨

港湾労働に関する専門的事項を調査させるため、雇用対策基本問題部会に港湾労働専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 組織

- (1) 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- (2) 専門委員会に属する委員等のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- (3) 専門委員会に座長を置き、専門委員会に属する公益を代表する委員又は臨時委員の中から、部会長が指名する。

3 会議の運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、部会の会議の運営の例によることとする。

また、座長は、専門委員会において調査事項を議決したときは、その都度、文書により部会長に報告することとする。このとき、座長は、専門委員会における少数意見を併せて部会長に報告しなければならないものとする。